平成２１年（フ）第３７４号
茨城県結城市大字結城6392番地
債務者　長本　正明
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３７５号
茨城県結城市大字結城6392番地
債務者　長本トミ子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３７８号
茨城県筑西市玉戸1336番地329
債務者　倉持　伸雄
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２８号
茨城県古河市原町７番18号　ライフサークル９―101号
債務者　桐越由美子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０号
長野県松本市蟻ケ崎３丁目５番24号
債務者　高橋　栄俊
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２０６７号
京都府八幡市男山吉井２番地９　第一川村マンション３―Ａ
債務者　渡邉　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７６号
京都市中京区西ノ京勧学院町25番地10　フレンドリー二条502号
債務者　岡田　健志
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３７号
京都市伏見区城通町596番地２　ハイツコジマ101
債務者　河村工務店こと　河村　光雄
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２１号
京都市中京区大宮通三条下る三条大宮町270番地　第５パールハイツ301号
債務者　片山洋品店こと　片山　尚美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３７号
京都府宇治市伊勢田町ウトロ51番地
債務者　庄野こずえ
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８１号
京都市南区上鳥羽花名36番地　ワインハイツ水仙102号
債務者　川口こと　権　　哲矢
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
京都市伏見区深草瓦町103番地１　丸阿荘２Ｆ６号
債務者　伊澤　満男
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
京都府八幡市男山香呂６番地　Ａ34―108
債務者　インテリアながたこと　長田　建一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
奈良市鳥見町四丁目４番地の３　富雄団地21―212号
債務者　原　　昭子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
京都市中京区御幸町通丸太町下ル　御幸町ビル５階京都法律事務所内
債務者　河本　美和（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
京都市山科区椥辻草海道町31番地38
債務者　上田　剛奨
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
京都市右京区梅津畚原町３番地３　グレース嵐山102号
債務者　松山　隆徳
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１４１２号
広島市西区古江東町２番27―201号
債務者　藤田　保春
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
広島地方裁判所民事第４部